

栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン

CAC/GL 23-1997



**Food and Agriculture Organization of the
United Nations**

Published by arrangement with the
Food and Agriculture Organization of United Nations
by the
Ministry of Health, Labour and Welfare

本文書は、当初、国際連合食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）により、「栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン（CAC/GL 23-1997）」として出版されたものである。日本語への翻訳は、日本政府の厚生労働省によってなされた。

本文書において使用する呼称及び資料の表示は、いかなる国、領土、都市あるいは地域、若しくはその当局の法律上の地位に関する、又はその国境あるいは境界の設定に関する、FAOあるいはWHOのいかなる見解の表明を意味するものではない。また、個別の企業あるいは製品への言及は、それらが特許を受けているか否かにかかわらず、言及されていない同様の性質を持つ他者に優先して、FAOあるいはWHOが承認あるいは推薦していることを意味するものではない。本文書において表明された見解は、筆者の見解であり、必ずしもFAOあるいはWHOの見解を示すものではない。

栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン

CAC/GL 23-1997

栄養強調表示は各国の栄養政策との整合性を図り、その政策を支持すべきである。栄養強調表示は、各国の栄養政策を支持するものに限り認められるべきである。

健康強調表示は、栄養政策を含めて各国の健康政策との整合性を図り、適用可能な場合にはこれらの政策を支持すべきである。健康強調表示は、その表示を立証する適切かつ十分な科学的証拠によって裏付けられ、消費者が健康的な食事を選択する際に役立つ真実かつ誤解を招かない情報を提供し、具体的な消費者教育によって支えられるべきである。消費者の摂食行動と食習慣に対する健康強調表示の影響は、一般に管轄当局によって監視されるべきである。「強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン」のセクション3.4に記載された種類の強調表示は禁じられる。

1. 範囲

1.1 本ガイドラインは、食品表示並びに管轄当局が義務付けている場合には広告¹における栄養・健康強調表示の使用に関する。

1.2 本ガイドラインは、コーデックス規格又は特殊用途食品及び特殊医療用食品に関するガイドラインの個別の規定を損なうことなく、栄養・健康強調表示を行うあらゆる食品に適用される。

1.3 本ガイドラインの目的は、「強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン」を補足することであり、当該ガイドラインに含まれるあらゆる禁止事項に優先するものではない。

1.4 関連のコーデックス規格又は各国の法令で明確に規定されている場合を除き、乳児及び幼児用食品に対する栄養・健康強調表示は認められないものとする。

2. 定義

2.1 「**栄養強調表示**」とは、ある食品が、熱量や、たんぱく質・脂質・炭水化物量、ビタミン・ミネラル量などに関して（ただし、これらに限定されない）、際立った栄養特性を有することを明示、示唆又は暗示するあらゆる表示をいう。以下は栄養強調表示に含まれない。

- (a) 原材料一覧において、物質について言及すること
- (b) 栄養表示において、義務表示となっている栄養素について言及すること
- (c) 各国の法令による求めに応じ、栄養素又は原材料の、量的又は質的情報をラベルに記載すること

¹ 広告とは、食品とその原材料に関する栄養・健康強調表示の使用を通して食品の販売又は摂取を直接又は間接的に促進するため、ラベル表示以外の方法で公衆に対する商業的コミュニケーションを図ることをいう。

2.1.1 「**栄養素含有量強調表示**」は、食品における特定の栄養素の含有量を記載した栄養強調表示である。（例：「カルシウム源」、「高繊維・低脂肪」）

2.1.2 「**栄養素比較強調表示**」は、2つ以上の食品の栄養素量及び／又は熱量を比較した強調表示である。（例：「減」、「未満」、「少」、「増」、「超」）

2.1.3 「**無添加強調表示**」は、ある原材料が食品に直接的又は間接的に添加されていない旨のあらゆる強調表示を意味する。当該原材料は、その食品中に存在又は添加が認められており、通常その食品中に存在すると消費者が予期しているものである。

2.2 「**健康強調表示**」とは、食品又はその成分と健康との間に関係があることを明示、示唆又は暗示するあらゆる表示をいう。健康強調表示には以下が含まれる。

2.2.1 「**栄養機能強調表示**」－身体の成長、発達、及び正常な機能における栄養素の生理的役割を記載した栄養強調表示。

例：

「栄養素 A（栄養素 A が体内で健康の維持及び正常な成長と発達の促進に果たす生理的役割を挙げ）。食品 X は栄養素 A 源／高栄養素 A」

2.2.2 「**その他の機能強調表示**」－これらの強調表示は、食品又はその成分の摂取が、食生活全体の観点から身体の正常な機能又は生物活性に及ぼす特定の効果に関するものである。こうした強調表示は、健康への積極的な貢献、機能の向上、あるいは健康の改善又は維持に関連している。

例：

「物質 A（物質 A が健康に関連した生理的機能あるいは生物活性の向上又は改善に及ぼす効果を挙げる）。食品 Y には x グラムの物質 A が含まれる。」

2.2.3 「**疾病リスク低減強調表示**」－食生活全体の観点から、食品又はその成分の摂取を、疾病又は健康に関連した状態の発症リスクの低減と関連付けた強調表示。

リスクの低減とは、疾病又は健康に関連した状態の主要なリスク因子を大きく変化させることを意味している。疾病には複数のリスク因子があり、その一つを変化させることは、有益な効果を持つこともあれば持たないこともある。リスク低減強調表示を行う場合には、例えば適切な言語の使用や他のリスク因子への言及によって、消費者がこれらを予防強調表示と解釈しないよう確保しなければならない。

例：

「栄養素又は物質 A が少ない健康的な食事は、疾病 D のリスクを低減させる可能性がある。食品 X は栄養素又は物質 A が少ない。」

「栄養素又は物質 A を豊富に含む健康的な食事は、疾病 D のリスクを低減させる可能性がある。食

品 X は栄養素又は物質 A に富む。」

3. 栄養表示

栄養又は健康強調表示を行う食品はいずれも、「栄養表示に関するコーデックスガイドライン」のセクション 3 に従い栄養素表示を行うべきである。

4. 栄養強調表示

4.1 栄養強調表示は、「栄養表示に関するコーデックスガイドライン」で栄養参照量 (NRVs) が規定されている熱量、タンパク質、炭水化物、並びに脂質及びその成分、繊維、ナトリウム、並びにビタミン及びミネラルに関するものに限り認められるものとする。

5. 栄養素含有量強調表示

5.1 本ガイドラインの表に記載された栄養素含有量強調表示又は類似の強調表示を行う場合には、表に規定されたその強調表示に関する条件を適用すべきである。

5.2 食品に塩分が含まれていないことの効果に関する強調表示は、その食品が本ガイドラインの表に記載されたナトリウムを含まないという条件を満たす場合に行うことができる。

5.3 強調表示の対象となる栄養素が食品中に本質的に少ない、又は含まれていない場合には、栄養素量を表す言葉は食品名の直前に配置すべきではなく、「低 (栄養素名) 食品」又は「無 (栄養素名) 食品」の形式にすべきである。

栄養素含有量強調表示の条件に関する表

成分	強調表示	条件（上限）
熱量	低	100 g 当たり 40 kcal (170 kJ) (固体) 又は 100 ml 当たり 20 kcal (80 kJ) (液体)
	無	100 ml 当たり 4 kcal (液体)
脂肪	低	100 g 当たり 3 g (固体) 100 ml 当たり 1.5 g (液体)
	無	100 g (固体) 又は 100 ml (液体) 当たり 0.5 g
飽和脂肪 ²	低	100 g 当たり 1.5 g (固体) 100 ml 当たり 0.75 g (液体) 及び熱量の 10%
	無	100 g 当たり 0.1 g (固体) 100 ml 当たり 0.1 g (液体)
コレステロール ²	低	100 g 当たり 0.02 g (固体) 100 ml 当たり 0.01 g (液体)
	無	100 g 当たり 0.005 g (固体) 100 ml 当たり 0.005 g (液体) 及び両方の強調表示に関して飽和脂肪は 100 g 当たり 1.5g (固体)、 100 ml 当たり 0.75 (液体) 未満、 及び飽和脂肪は熱量の 10%
糖類	無	100 g 当たり 0.5 g (固体) 100 ml 当たり 0.5 g (液体)
ナトリウム	低	100 g 当たり 0.12 g
	非常に低い	100 g 当たり 0.04 g
	無	100 g 当たり 0.005 g
成分	強調表示	条件（下限）
タンパク質	源	100 g 当たり NRV の 10% (固体) 100 ml 当たり NRV の 5% (液体) 又は 100 kcal 当たり NRV の 5% (1MJ 当たり NRV の 12%) 又は 1 食当たり NRV の 10%
	高	「源」の値の 2 倍
ビタミン及びミネラル	源	100 g 当たり NRV の 15% (固体) 100 ml 当たり NRV の 7.5% (液体) 又は 100 kcal 当たり NRV の 5% (1 MJ 当たり NRV の 12%) 又は 1 食当たり NRV の 15%

² 飽和脂肪及びコレステロールに関する強調表示については、適用できる場合にはトランス脂肪酸を考慮すべきである。

	高	「源」の値の2倍
食物繊維	源	100 g 当たり 3 g ³ 若しくは 100 kcal 当たり 1.5 g 又は 1 食当たり 1 日摂取目安量の 10 % ⁴
	高	100 g 当たり 6 g ³ 若しくは 100 kcal 当たり 3 g 又は 1 食当たり 1 日摂取目安量の 20 % ⁴

6. 比較強調表示

比較強調表示は、ラベルの使用説明に従って摂取するために必要とされる調理を考慮しながら、以下の条件に従い、また販売される食品に基づき認められるべきである。

6.1 比較される食品は、同じ食品の異なったバージョン又は類似した食品であるべきである。比較される食品は明確に特定されるべきである。

6.2 熱量又は栄養素含有量の差を明記すべきである。比較強調表示に近接して以下の情報を記載すべきである。

6.2.1 同じ量に対するパーセンテージ、分数、又は絶対量で表した差。比較の詳細を示すべきである。

6.2.2 その食品の比較対象となる食品の特定。食品は、消費者が容易にそれと認識できるよう記載されるべきである。

6.3.1 熱量又は主要栄養素及びナトリウムについての比較表示は、比較される食品間の熱量又は栄養素含有量の25%以上の相対差及び本ガイドラインの表において「低」又は「源」と定義された数値と同等の熱量又は栄養素含有量の最小絶対差に基づくべきである。

6.3.2 ナトリウム比較以外の主要栄養素の比較表示は、比較される食品間の栄養参照量（NRV）の10%以上の差に基づくべきである。

6.4 セクション6.3に記載の条件に加えて、飽和脂肪酸の低減に関する比較強調表示を伴う食品では、トランス脂肪酸の含有量が増加すべきではない。

6.5 「軽」の言葉の使用又は同義の強調表示は、本ガイドラインのセクション6.3に記載の基準に従い、その食品が「軽」であることの根拠となる特性を示すべきである。

7. 無添加強調表示

³ 液体食品中の食物繊維の栄養素含有量強調表示に関する条件は各国レベルで決定すべきである。

⁴ 1食分及び1日摂取目安量は各国レベルで決定すべきである。

7.1 糖類無添加

食品への糖類無添加に関する強調表示は、以下の条件が満たされた場合に行うことができる。

- (a) その食品にいかなる糖類も添加されていないこと（例：ショ糖、ブドウ糖、ハチミツ、糖蜜、コーンシロップ等）
- (b) その食品が原材料として糖類を含む原材料を含んでいないこと（例：ジャム、ゼリー、甘味の付いたチョコレート、甘味の付いた果実片等）
- (c) その食品が添加糖類の代用として糖類を含む原材料を含んでいないこと（例：非還元濃縮果汁、乾燥果実ペースト等）
- (d) その他の何らかの方法により、その食品自体の糖類含有量が原材料に含まれる量を超えて増加していないこと（例：デンプンを加水分解して糖類を放出させる酵素の使用）

7.2 ナトリウム塩無添加

食品へのナトリウム塩無添加に関する強調表示（食塩無添加（no added salt）を含む）は、以下の条件が満たされた場合に行うことができる⁵。

- (a) その食品が添加されたナトリウム塩を含まないこと。これには塩化ナトリウム、リン酸三ナトリウムを含むがこれらに限定されない。
- (b) その食品が添加ナトリウム塩を含む原材料を含まないこと。これにはウスターソース、ピクルス、ペパローニ、しょう油、塩蔵魚、フィッシュソースを含むがこれらに限定されない。
- (c) その食品が添加食塩の代用となるような、ナトリウム塩を含む原材料を含まないこと。これには海藻を含むがこれに限定されない。

7.3 追加条件

各国内で無添加強調表示への消費者の理解に資するため、これらの強調表示とともに追加条件及び/又は免責事項を使用できる。免責事項は強調表示と近接して、同じ側に同程度に顕著に記載すべきである。これらは、消費者の使用と理解に関する証拠に基づき策定される。

8.健康強調表示

8.1 健康強調表示は以下のすべての条件が満たされた場合に認められるべきである。

8.1.1 健康強調表示は、現在の関連ある科学的証拠に基づかなければならず、証明のレベルは主張した効果の種類及び一般的に受け入れられているデータの科学的レビューにより認められた健康との関連性を立証するために十分でなければならない。また、科学的証拠は新たな知見が利用可能になった場合には再検討されるべきである⁶。健康強調表示は以下の2つの部分から構成されなければならない。

⁵ 塩化ナトリウム以外のナトリウム塩を技術的目的で添加することについては、当該最終食品が本ガイドラインに記載された低ナトリウムの強調表示条件を満たす場合に限り、管轄当局はこれを認めてもよい。

⁶ 別添参照。

- 1) 栄養素の生理学的役割又は一般に受け入れられている食事と健康の関連性に関する情報
- 2) 栄養素の生理学的役割に関連する製品の組成又は一般に受け入れられている食事と健康の関連性に関する情報（関連性が、食品全体又は食品の特定の組成と関連しない調査による食品に基づく場合は除く）

8.1.2 健康強調表示は、商品が販売されている国の管轄当局によって一般的に受け入れられる又は受け入れ可能でなければならない。

8.1.3 主張された効果は、健康な食事状況において、食品及び食品成分の合理的な分量の摂取によりもたらされなければならない。

8.1.4 もし、主張された効果が栄養参照量（NRV）設定された食品内の成分に起因された場合、当該食品は：

- (i) 摂取の増加が推奨される場合は、その成分が源又は高となるべきである。
- (ii) 摂取の減少が推奨される場合は、その成分が低、減少又は無となるべきである。
適用可能な場合には、栄養素含有量強調表示や比較強調表示に関する条件は、「高」、「低」、「減少」及び「無」のレベルを決定するために使用される。

8.1.5 コーデックスの「栄養表示に関するガイドライン」において栄養参照量（NRV）が設定されている本質的な栄養素又は権威ある国家当局で正式に認められている食事ガイドラインに記載されている栄養素のみが、栄養機能強調表示の対象となるべきである。

8.2 健康強調表示は、具体的な強調表示の適格性について、適切か否かの条件に関する明確な規制のための枠組みを有するべきである（国の管轄当局が、疾病リスク又は有害な健康に関連する疾患を増加する量の栄養素又は成分を含む食品で行われる表示を禁止するための能力を含む）。明確な規制のための枠組みを適格な状態及び/又は不適格な状態にするべきである。健康強調表示は、必要以上の食品の消費の助長又は容認、並びに適正な食習慣を軽視する場合は、行われるべきではない。

8.3 主張された効果が食品中の成分に起因している場合、強調表示を成す食品成分を定量化するための有効な方法が存在しなければならない。

8.4 ラベル又は健康強調表示に関連する食品の表示には、以下の情報を記載すべきである。

8.4.1 強調表示の対象となる食品の栄養素又はその他の成分の量の記載。

8.4.2 もし適切な場合、対象となる集団。

8.4.3 主張された効果を得るための使用方法及び適切な場合、その他の生活習慣の要因又はその他

の食事源。

8.4.4 適切な場合、影響を受けやすい集団に対する食品の使用方法及び食品を避けるべき集団に関する助言。

8.4.5 必要に応じて食品や成分の最大安全摂取量。

8.4.6 食事全体の中での食品又は食品成分の組み入れ方。

8.4.7 健康的な食事を維持することの重要性に関する記載。

9. 食事ガイドライン又は健康的な食事に関する強調表示

食事ガイドライン又は「健康的な食事」に関する強調表示は、以下の条件に従い認められるべきである。

9.1 適切な国内当局によって正式に認められた食事ガイドラインに含まれる摂食パターンに関する強調表示に限定される。

9.2 強調表示の表現の柔軟性は、その強調表示が食事ガイドラインにまとめられた摂食パターンに忠実に従っている場合に許容される。

9.3 「健康的な食事」又はその同義語に関する強調表示は、食事ガイドラインに含まれる摂食パターンに関する強調表示とみなされ、当該のガイドラインとの整合性を図るべきである。

9.4 健康的な食事、健康的なバランス等の一環として記載される食品は、その食品の一つ又は複数の側面を選択的に考察したものであってはならない。これらの食品は、食事ガイドラインに関するその他の主な栄養素についての一定の最低基準を満たすべきである。

9.5 食品は、「健康的」と記載されてはならず、又はそれ自体が健康をもたらすことを暗示するような方法で表示されてはならない。

9.6 食品は、その食品を食事ガイドラインに記載された摂食パターンに関連付ける記述がラベルに含まれている場合に、「健康的な食事」の一環として記載することができる。

付属文書

健康強調表示の科学的実証に関する勧告¹

1. 範囲

1.1 本勧告の目的は、事業者によって使用される健康強調表示の受容可能性を決定するため、各国の管轄当局がこれらの表示を評価できるよう支援することである。その焦点は、健康強調表示の実証基準と、科学的証拠の系統的レビューに関する一般原則に置かれている。これらの基準と原則は、栄養・健康強調表示の使用に関する本ガイドラインのセクション 2.2 に定義された 3 種類の健康強調表示に適用される。

1.2 本勧告には、提案された健康強調表示を評価する際の安全性に関する考察が含まれているが、コーデックスのその他の規格及びガイドライン、又は既存の国内法の一般規則によって関連の規定が定められている食品の安全性と品質の徹底的な評価を意図するものではない。

2. 定義

本付属文書においては：

2.1 食品又は食品成分とは、健康強調表示の根拠となる熱量、栄養素、関連物質、原材料、及び食品、食品全体、又は食品分類のその他いずれかの特徴を指す。この定義に食品分類が含まれているのは、分類を構成する個々の食品の一部に共通する特性によって、その分類自体が決定される場合があるためである。

2.2 健康効果とは、本ガイドラインのセクション 2.2.1～2.2.3 に定義された健康アウトカムを指す。

3. 健康強調表示の科学的実証

3.1. 健康強調表示の実証プロセス

各国管轄当局が健康強調表示に関する科学的証拠の系統的レビューを行う場合には、実証に関する一般原則を考慮する。そのプロセスには、通常以下の手順が含まれる。

- (a) 食品又は食品成分と健康効果の提案されている関係を特定する。
- (b) 食品又は食品成分と健康効果について、適切で有効な測定法を特定する。

¹ 本書は、「政府が適用する食品安全に関するリスクアナリシスの作業原則（CAC/GL 62-2007）」と併せて読まれるべきである。

- (c) あらゆる関連の科学的データを特定及び分類する。
- (d) 関連の各科学的研究の品質を評価し、これらの研究を解釈する。
- (e) 入手可能な関連の科学的データの完全性を評価し、研究同士の証拠を比較検討し、強調表示される関係が実証されているか、またどのような状況で実証されているかを判断する。

3.2. 健康強調表示の実証に関する基準

3.2.1 以下の基準は、栄養・健康強調表示の使用に関する本ガイドラインのセクション 2.2 に定義された 3 種類の健康強調表示に適用できる。

(a) 健康強調表示は主として、適切に設計されたヒト介入試験によって得られた証拠に基づくべきである。ヒト観察試験は一般に、それ自体としては健康強調表示を実証するには不十分であるが、適切な場合には証拠の完全性に寄与することができる。動物モデル試験では、食品又は食品成分と健康効果の関係を裏付ける知識基盤として *ex vivo* 又は *in vitro* データを得ることができるが、それ自体ではいずれかの種類の健康強調表示を実証するために十分とみなすことは不可能である。

(b) 強調表示される効果を裏付ける証拠、強調表示される効果と対立する証拠、及び曖昧又は不明確な証拠を含めて、証拠の完全性を特定及び検証すべきである（適切な場合には未発表のデータも含め）。

(c) ヒト試験に基づく証拠は、食品又は食品成分と健康効果の一貫した関連を示すべきであり、対立する証拠はほとんど又は全く存在してはならない。

3.2.2 科学的証拠の高度な品質は常に維持されるべきであるが、実証においては以下のような特定の状況と代替プロセスを考慮することができる。

(a) 「栄養機能」強調表示は、広く認められた専門学術団体によって発表され、長期にわたる検証と妥当性確認を経て一般に受け入れられている正式声明に基づき実証することができる。

(b) 食品分類と健康効果の関係を伴うものなど、健康強調表示の中には疫学研究などの観察的証拠に基づき実証できるものもある。このような研究では、適切に設計された幾つかの試験からの一貫した証拠を提示すべきである。また、証拠に基づく食事ガイドラインと、権威ある適格団体によって策定又は承認され、同等の高度な科学的水準を満たしている正式声明も利用することができる。

3.3. 証拠の検討

3.3.1 健康強調表示の実証に関連があるとみなされる科学的研究は、食品又は食品成分と健康効果の関係を上げたものである。強調表示される健康効果を直接測定することが不可能な場合には、

妥当性の確認された関連のバイオマーカーを使用することができる（例えば心血管疾患リスクに対する血漿コレステロール濃度等）。

3.3.2 科学的データにおいては、健康効果に関与するとみなされる食品又は食品成分の十分な特性評価を提示すべきである。適用可能な場合には、特性評価には生産条件、バッチ間変動、分析手順、安定性試験の結果と結論、及び保管条件と賞味期限に関する結論に関して行われた研究の概要が含まれる。

3.3.3 適用できる場合には、強調表示される成分が人体にとって利用可能な形態であることに関するデータと根拠を示すべきである。強調表示される効果を生むために吸収が必要とされない場合には（例えば植物ステロール、繊維、乳酸菌等）、その成分が標的部位に届くこと、又は効果を媒介することに関するデータ又は根拠を提示する。また、健康強調表示される成分の体内における吸収又は利用に影響を及ぼす可能性のある因子（例えばその成分の形態）についても、入手可能なあらゆるデータを提示すべきである。

3.3.4 研究設計や統計分析を含めて、各種研究の方法論的な質を評価すべきである。

(a) ヒト介入試験の設計に当たっては、特に、適切な対象群を含め、試験群の食生活その他関連するライフスタイルの側面の特徴を明確化し、十分な期間を設け、バランスの取れた食事において合理的に達成できる食品又は食品成分の摂取量を考慮し、食品基質と食生活全体が健康効果に及ぼす影響を評価すべきである。

(b) データの統計分析は、科学界でこのような試験にとって適切と認められている方法、及び統計的有意性の適切な解釈を用いて行うべきである。

3.3.5 研究が食品又は食品成分と健康効果に関する適切な測定法を用いていない場合、設計に大きな欠陥がある場合、又は健康強調表示の標的集団に適用できない場合には、該研究をそれ以上の検証から除外すべきであり、関連の科学的データに含めるべきではない。

3.3.6 系統的レビューにおいては、入手できる関連の科学的データの完全性を考慮することにより、また証拠を比較検討することにより、以下の程度を明らかにすべきである。

(c) 強調表示される食品又は食品成分の効果が人間の健康にとってどの程度有益か

(d) 強度、一貫性、特異性、用量反応、及び適切な場合には関係の生物学的妥当性など、食品又は食品成分の摂取と強調表示される人間への効果の間に因果関係がどの程度確立されているか

(e) 強調表示される効果を得るために必要な食品又は食品成分の量と摂取パターンが、その強調表示

の標的集団に関連するバランスの取れた食事の一環としてどの程度合理的に達成可能であるか

(f) 証拠が得られた特定の試験群が、強調表示の標的集団をどの程度代表しているか

3.3.7 各国管轄当局は、上記の評価及び実証基準に基づき、強調表示される関係が実証されているか、またどのような状況で実証されているかを判断できる。

4. 具体的な安全上の懸念

4.1 強調表示が食品又は食品成分に関するものであれば、その量は消費者を健康リスクにさらすものであってはならず、成分間の既知の相互作用を考慮すべきである。

4.2 予想摂取量は、食品成分に関連する上限摂取量を超えてはならない。

4.3 暴露評価は一般集団、及び関連する場合には影響を受けやすい集団の通常の1日総摂取量の分布評価に基づくべきである^{2,3}。また、あらゆる食事源からの累積摂取量、及び食品又は食品成分を強調した消費者への情報に対応して食習慣を変えることによる栄養の不均衡の可能性を明らかにすべきである。

5. 再評価

健康強調表示は再評価を受けるべきである。各国管轄当局は、健康強調表示の再評価を定期的に行うか、食品又は食品成分と健康効果の関係についての従来結論を変える可能性のある重大な新証拠が明らかになった時点で行うべきである。

² 全米科学アカデミー医学研究所食品栄養委員会、「食事摂取基準：栄養素の上限摂取量を設定するためのリスク評価モデル」 Washington, D.C. National Academy Press, 1998, p. 8.

³ 欧州委員会食品科学委員会、「ビタミン及びミネラルの許容上限摂取量の策定に関する食品科学委員会ガイドライン」 SCF/CS/NUT/UPPLEV/11 Final. 28 November 2000. p.4.